

平成 2 1 年 1 1 月 9 日開会

平成 2 1 年 1 1 月 9 日閉会

平成 2 1 年 1 1 月 第 2 回臨時会会議録

小 豆 島 町 議 会

平成 2 1 年 第 2 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 5 2 号

平成 2 1 年第 2 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 1 月 4 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

- 1 . 期 日 平成 2 1 年 1 1 月 9 日 (月)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事件 (1) 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について)
(2) 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について
(3) 新内海ダム (内海ダム再開発事業) の早期完成
を求める意見書の提出について

開 会 平成 2 1 年 1 1 月 9 日 (月曜日) 午後 3 時 3 0 分

閉 会 平成 2 1 年 1 1 月 9 日 (月曜日) 午後 4 時 2 5 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	11月9日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇	×		
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜 代 文			
10	植 松 勝 太 郎	×		
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真 由 美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤	×		
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 主 幹	村 口 佐 吉			
介 護 事 業 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	堀 田 俊 二			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
オ リ ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介護老人保健施設事務長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別紙のとおり

平成21年第2回小豆島町議会臨時会議事日程(第1号)

平成21年11月9日(月)午後3時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第18号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第4 報告第19号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第5 発議第5号. 新内海ダム(内海ダム再開発事業)の早期完成を求める意見書の提出について (議員提出)

開会 午後3時30分

議長（中村勝利君） こんにちは。

本日は、何かとご多忙なところ、また大変急なご案内ではありましたが、ご参集くださりまして、ありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る11月2日開催しました議会運営委員会において、お手元に配布のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会第2回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用な中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ご承知の通り、新政権がマニフェストに掲げたさまざまな政策を盛り込んだ、国の平成22年度一般会計予算の要求額が約95兆円に膨らむ一方で、法人税を初めとする国税の減収によって大幅な財源不足が生じているようであります。

新政権では税制改正などによる歳入の見直しや、無駄な歳出の洗い出しを急いでいるようでございますが、コンクリートから人へという政治スローガンを掲げた鳩山内閣が最終的に何を盛り込み、何を削るか、地方自治体の事務事業や建設事業にどのような影響が生じるか等、大きく様変わりした国の予算編成作業を注意深く見守ることとともに、迅速な情報収集につとめてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日臨時会は報告案件2件のほか、議員発議1件の審議をお願いすることとなっております。十分ご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） 本日の欠席届出議員は、森、植松議員です。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午後3時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配布のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、13番藤井源詞議員、14番村上久美議員を指名しますので、よろし

くお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第18号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

日程第4 報告第19号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

議長（中村勝利君） 次、日程第3、報告第18号、日程第4、報告第19号、「専決処分の報告について」は、相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第18号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。本専決処分につきましては、町の債権の支払請求に係る訴えの提起について地方自治法第180条第1項の規程に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規程により報告するものであります。なお、報告第19号も同様の案件でございますので、内容につきましては担当室長からあわせて説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） あわせて内容説明を求めます。収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） お手元の上程議案集をお開きいただきたいと思います。報告第18号につきましては、収納対策室から催告によって小豆島町の債権に属する使用料等の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払督促を申し立てていたものでございます。債務者である■■■■氏につきましては、人権対策課所管の住宅使用料を滞納しているものであり、平成21年10月6日に支払督促を申立ておりましたが、同年10月19日付けで分割納付に応じる旨の督促異議申立が■■■■氏より土庄簡易裁判所へ提出されたものでございます。

報告第19号につきましては、債務者である■■■■氏に水道使用料を滞納しているもので

あり、同じく平成21年10月6日に、支払督促を申し立てておりましたが、同年10月22日付けで分割納付に応じる旨の督促意義申立が■■■■氏より土庄簡易裁判所へ提出されたものでございます。

これら2件とも、相手方から異議の申立が提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払督促の申立時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行したものでございます。

以上のことから議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 発議第5号 新内海ダム（内海ダム再開発事業）の早期完成を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、発議第5号新内海ダム（内海ダム再開発事業）の早期完成を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

1 番秋長議員。

1 番（秋長正幸君） 発議第5号新内海ダム（内海ダム再開発事業）の早期完成を求める意見書の提出について。上記の案件を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。平成21年11月9日、小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員秋長正幸。賛成者、同井上喜代文、賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

新内海ダム（内海ダム再開発事業）の早期完成を求める意見書。

小豆島町では、町政の最重要課題である治水や利水の問題に対応するため、内海ダム再開発事業に香川県とともに取り組んでいるところである。

内海ダムのある別当川が古くから氾濫決壊を繰り返す「暴れ川」である事などから、別当川の防災対策は町民の最大の関心事であり、早くから防災対策について要望してきたところである。

また、昭和49年、51年に小豆島町で発生した洪水や土石流災害では、とうとい命と貴重な財産を奪い去られている。既にこれらの大災害から30数年が経過し災害の傷跡をまち中に見ることはなくなったが、決して忘れることのできない出来事であると同時に、大きな教訓として住民自治に生かされている。

また、小豆島では豊かな水源もなく雨も少ないことから、古くから干ばつに苦しめられ、近年でも渇水により辛い思いをしたことは少なくない。

町では、このような状況を踏まえ、これまで県ともども鋭意内海ダム再開発事業に取り組んできたところであり、去る10月28日には新内海ダム本体建設工事の仮契約を行い、着工に向けて準備を進めているところである。

この様な中、先般、前原国土交通大臣は、内海ダム再開発事業も含め全国143箇所のダム事業の見直しを表明したとの報道があった。もし、国において、この内海ダム再開発事業を中止、凍結するということになれば、地域における治水や利水対策上の問題を早期に解決することができず、住民の安全や安心の確保が図られないこととなる。

よって、国におかれては、内海ダム再開発事業の重要性を認識され、当該事業の早期完成に取り組まれるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年11月9日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、国家戦略担当大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新担当）衆議院議長、参議院議長。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 内海ダム再開発の目的の一つである治水の面では、昭和51年の17号台風のとおり規模の洪水を基準にしております。しかし、この台風による主な被害の原因は別当川にあるのではなく、支流の西城川や、隣接する片城川などの氾濫や土石流にあったということは、当時別当川が激甚災害の指定も受けなかったことでも明らかです。国立防災科学技術センターがまとめた1976年台風17号による災害報告書にも同台風による床上、床下浸水は主に池田大川、安田大川の氾濫が原因であった旨記録されており、別当川がその被害の主な原因としては記録されていません。また、内海町がまとめた1400ミリの爪あとに記された草壁本町の水害は、隣接する片城川と支流西城川の氾濫として記され、別当川については記載がありません。それなのに、51年災害の全体的な被害統計を基にして、被害原因の一因にしか過ぎない別当川の治水対策の基準を考えるのは、その前提自体に誤りがあると思います。そのほかにも、香川県が再開発計画策定に当たり、設定しているダム地点へのピーク流量が明らかに過大である一方、ダム下流部の河川の流下能力については、過小に評価しているという計画が依拠する基本数値の適正さへの疑問や、現行ダムの修繕案や、河川改修案などの代替案の検討が十分になされていないという問題、また、利水についても吉田ダム完成後、水不足は生じていないし、人口が減る中でこれ以上の水源確保の必要はないと考えます。

また、寒霞渓の景観、自然破壊についても問題があるこのダム建設については、ストップさせたいと思っているんですけども、その上で2点お尋ねいたします。

一つは、何故今、臨時会を開催してまでこの意見書を出すのでしょうか。お尋ねをいたします。

もう1点は、この意見書には別当川が暴れ川であると記載をされております。辞書によりますと、暴れ川というのは雨が降ったりすると、すぐ氾濫する川とあります。代表的な暴れ川は、利根川、筑後川、吉野川だそうです。川の流れが変わるような氾濫を繰り返す大きな川について暴れ川と言われていると思うんですけど、このことからしても別当川を暴れ川と呼ぶのは相応しいとは思えませんし、実際に地元で別当川を暴れ川であるといわれているのも、聞いたことはありません。この別当川を暴れ川という根拠は何なのでしょう。お尋ねをします。以上です。

議長（中村勝利君） 1番秋長委員。

1番（秋長正幸君） いろいろ、質問がございましたが、私から一応お答えをしたいと思います。はじめに、別当川と関連する災害については、西城川と片城川の氾濫でないかということですが、別当川の支流の河川があって、そこに支線の青木川があり、その下には黒太子の川が、それから西山のところの流田へ流れている川、それから西城川と。多くは、4本の支流の川が別当川へ流れております。その氾濫とともに上からくる別当川の水と、両方があいまって51年の災害は起きたと。私はそういう風に思っております。私も下流域で実家がありまして、別当川の立恵橋がその関連が、防潮というか、堰堤を越えて床下浸水しております。そのものも、全部それは西城川と全然関係ない。ということは、上の上流域からの水と、それがあいまっての下流域へ、はっきりいえば草壁本町への災害が起きたというふうに私は理解をしておりますから、何ら別当川がそのものに対しての決壊の問題でないということはあてはまらないと思っております。それからですね、寒霞溪の景観、それから河川改修の代替、私も当初から平成8年から、この事業の関係について携わってきました。当初からやはり、ダム改修と河川の改修、この両方の議論は十二分にやっていると私は理解しております。そこでですね、その当時の私の思いとしておっしゃったのは、いった経過がありますが、今のダムを河川改修でいくのであれば、直線で約2キロから3キロの間を、本当に今の川の3倍の河川の、1級河川並みのことをしていたただかなんたら、とてもじゃないけどその川は中途半端な河川改修で、とても洪水対策にはならない。それなら一旦上で、洪水調整をもったダムを造って、それにおいて下で調整しながら流すと。これがやはり期間的にも時間的にも金額的にもいろいろなことから県当局いろいろ専門的の方が考えたのがそうでなかったかと。私はそういうふうに理解をしております。ですから、本来なればそれでいいんですが、河川改修でもしやるとしたら、そ

の当時に約70戸の立ち退きが必要でないかと。それには非常に労力と時間がかかり、また費用もかかるということで、上の集水面積からくる、そういうもので今回の計画に至ったと。いうふうに理解をしております。

それから寒霞溪の景観の問題でございますが、この前もいろいろ反対せられている方々から寒霞溪の景観について四国羅針盤ででておりましたが、そのときには寒霞溪の頂上から美しの原のところから、いろいろアンケートというか、星印をつけさすかそういうことでやっておりましたが、それは全然場所が見えない。私は寒霞溪でいいますと、三笠から下をのぞけば、ああ、ここに内海ダムがあるなど。その景観は、人いろいろ考え方があるんですが、私こう見たらダムに見えんのですよ、あれは。池やなど。小さい池が上からこう見えるなというぐらいで、それはダム云々でなしに、人の持ち方見方によってはそういう風にとらえられますが、その向こうには内海湾があって、大きな湖の手前にちょっとある。従来今まで、反対せられる方は景観が下から見て寒霞溪をと、下から見て寒霞溪、寒霞溪の位置というのはどこの位置を指しているのかと。私は今の位置、堰堤より下がったところへ今度できるんですよ。そのの海拔でいきますと約80メートルくらいのところの海拔、寒霞溪は三笠で600メートルあります。で、実質の寒霞溪というのは景観をみるのは、溪谷美を見るんでしょう。だから溪谷美を見るのに何下のことを私はそういうことで、今まではそれでいろいろ地元対策の関係の方と景観対策も十分対応してきたと。今度は上から見ているという。非常にものの見方がいろいろ偏ったと。その中でまた逆に島外の方へ質問しているのが、ここへダムができたらいかがなものでしょうかと。そりゃ、無いのに越したことはないけど、これはものの見方によってそういうことになるんじゃないかということで、私は逆に誘導尋問しとるような形にとれたんでございます。

それから、何故今の時期にということでございますが、私から逆に何故今の時期に反対の方々が、このようにマスコミを利用して、あたかも正当性をだせるように私はそのように逆にこう考えるわけでございまして。で、政権が変わってからですね、やはり報道機関、またマスコミがそれを大々的に取り上げると。これは分からんでもないですよ、私が逆の立場であれば、やはり報道の自由の中で逆にその賛成しているのを取り上げるより反対を取り上げれば、紙面も売れるしテレビの視聴率も上がる。これは理解出来ないことはないんですが、逆に言えば私は民主党に替わってのやはり前原国土交通大臣が八ツ場川とダムと川辺川ダム、国の直轄の40何ぼかな、それと全体で言えば143のダムを一時停止、一時中止するような報道が一部になされた。それから内海ダムの関係の反対の方が大臣に会いに行った。私はもってのほかだと思ふ。原告と被告がですよ、そういう場で話をするのもい

かなものかという思いは逆にとったわけですが、そういう中で今までは会えなんだのが会えたということは、それはそれでいいんですが、その中でも、もっともっと地元とお話しなさいよというような記事がありましたが、私は今までにもう十分も十二分も、もう議論は尽くしたと。というのが、国のほうが公聴会まで開きなさいよと。で、公聴会を開いて反対の分も賛成の方の意見を両方のまな板の上で正式に国のほうで認定をするかしないかという判断を仰いだんです。その判断を仰いだ中で認定をしたんですから。ということは、国の法律の下で一応認定という重い重い形を出している。それに対して訴訟が起きている。訴訟の中で今話をしている中でございますから、やはり凜と構えて粛々と私はやっていかならんと。そういうことで、今回あえて出すことは望む方じゃないんです。しかし、私はダムのことについては合併してから一度はこれはこういうときがくるかなという特別委員会の委員長としても思いはありました。それが今回になったと、いうふうに私はそう理解しております。

それから、暴れ川のことでも質問がありましたが、すぐ氾濫するという。このすぐ氾濫じゃなしに、暴れ川という表現を使わせていただいたということでございまして、これはですね、暴れという表現は私が好きなものに馬がおるんです。馬の暴れ馬いう、で、また祭にあるんです。暴れ神輿や暴れ太鼓やいうて。そういうことで暴れるということの表現をたまたま使ったということですが、そこですね、内海町史の歴史をずっと振り返ってみますと、正保元年1644年からの経過があるんです。その中の別当川の災害記録が12回出ております。ということは、度重なる水害なり洪水が起こっておったので、そういうことで暴れ川という表現を使ったと。また、このものについての、先ほど鍋谷議員からの質問がありましたが、私も同じくパソコン、インターネット見たら同じことを書いております。だから、表現の違いというか、ものの考え方に対して暴れ川という表現を使わせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 秋長議員、水は余っとるやないかという。

1番（秋長正幸君） 利水対策の関係で水は余っとるやないかということですが、今までも吉田ダムが出来てから度重なる断水はございませんが、湧水対策本部はデータでみますと、平成12年からですね14年、15年、19年と湧水対策本部は設置しておりまして、知ってのとおり、質問せられた議員もこの議会です、毎回水の事情については、町長のほうからの報告はございます。そういうことで、そういうときにたまたま台風が来たり雨が降ったりしてなんとか回避できた。しかし、それまでの努力はですね、水道課は吉田の導水委員会でもいろいろお願いしておりますが、下流域へ常時流す水を溜めていただいて、

それを全町へ使える。それと、この吉田ダムの口径は決まっているんです。毎日日量最高5000トンしか送れない。その中で水利権がある、土庄、旧の池田町、で内海と。その中で使っていったら後は自前の粟地ダム、内海ダム。そしてしいては、三五郎池の農家の農業用水を使わせていただいたり、猪谷の農業用水、また片城川からの砂防から導水しての利用とか、いろいろ本当に努力した結果で断水は免れたと。私はそういうふうに思っておりますし、これからも雨が降らなければやはり同じことなんです。この内海ダムができて日量1000トンの利水の計画でございました。そういうことからいけば、私は1つより2つ、2つより3つ、備えあれば憂いがないという理解を私はしておりますので、何ら利水に対しても現状では足りておるといふふうには思っておりません。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） この意見書については、治水利水の問題に対応するためというところで、今回早期完成を求めるということで意見書が提案されておりますが、私のほうからは利水の問題について、若干提出者に質問をするのと、意見書の中にある近年でも渇水により辛い思いをしたことは少なくないという表現もあります。さらに、10月28日、新内海ダム本体建設工事の仮契約を行いというふうな表現もあります。その関係で少し伺いたいというふうに思います。一つは利水の問題ですが、近年でも渇水により辛い思いをしたことは少なくないと思います。つまり、近年、渇水があって辛い思いをしたというふうになるわけですが、しかし平成9年からはダムが出来たことによって時間給水や断水も起こっておりません。この吉田ダムは断水のちょうど小豆島、旧内海にとっても、大きな最重要問題だったと思います。ほとんどの方はこの吉田ダム建設については、住民は反対の意思表示はなかったと理解しております。その吉田ダムは小豆島の4つの多目的ダムの総貯水量の2.5倍に増えているわけです。

また、本年の3月議会において、1日最大級水量1万600 m^3 に減少する水道事業の条例改正までされまして、これは賛成多数で可決されました。一方、小豆島町の水道事業基本計画においては、水道の需要予測で橘、岩谷の簡易水道を上水道に統合して、平成28年度一日最大給水量が1万530 m^3 となっているにもかかわらず、水需要量の数値をできるだけ減少させたくないという当局の思いもあるんでしょうが、それよりも多い1万600 m^3 の数値を提案されております。実態を直視すれば、人口の減少は進んでいるわけですから、こういう状況の中で水は余っていると理解できると思います。この意見書の中にある利水の問題からしては、内容としても非常におかしいのではないかとこのように思います。

もう一つは、ダム工事費に関係してですが、仮契約を行ったというふうなことです、

10月28日の本体の建設工事の仮契約、そもそもダム建設というのは185億円です。そのうちダム工事費は126億2200万円となっております。しかし、この入札関連に関して予定価格の65億1000万円に対して、落札は50億3410万円となっております。私もダム建設は反対ですが、このような落札額でまともなダムができるのかという不安が募ります。ダム直下の住民は、恐ろしくて住めないと声を大にして訴えるのではないのでしょうか。まして堰堤の両側を支える岩盤が無くて今回人工岩盤を設置するというふうにもいわれています。平成19年の9月の10日だったと思います。内海ダムの特別委員会で堰堤のつなぎはどうかと。いわゆる懐の部分ですが、私は質問しました。その当時、県の宮本課長が出席されておりまして、岩盤は確認していますと答えております。私はどこを確認したのかということをお願いしたいわけです。このような想定外の岩盤が無いというふうな状況の中で人工岩盤を設置する。本当にこれができる恐ろしいダムとなると思います。こういう中で直下の住民の命、その保障というのが責任もてるのでしょうか。ダムが中止、凍結になれば住民の安全や安心の確保が図れないというふうに意見書の中では書かれてありますが、今言ったようなダムが出来ることによって住民の不安は計り知れないというふうに思います。その点について提出者の秋長議員に質問をいたします。

議長（中村勝利君） 1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 辛い思いをしたということから入っておりますが、湧水対策の本部を立ち上げるまでに導水委員会、運営審議会、導水の水道運営審議会を開いたり、またいろいろ地域の観光面や地域の地場産業への水の確保について水道課の当局は大変、私は辛い思いをしていると。私もそういうことを影からききますと、これは町民にとって表に出ていない非常にマクロの世界で苦勞をしているというふうに私は思っておりますのでこういう表現になったということを理解していただきたいと思います。それからですね、利水についての十分水は足りとるんじゃないかと。人口も減っているからと。これは先ほども私は申しましたが、非常に吉田ダムの水の状況というのは我が小豆島町だけの自由になる水ではございません。そういうことをひとつご理解していただき、そして、今簡易水道から上水へ切り換える、そういう時期でございまして、今は本当に簡易水道は水質の問題とか、また水は使い放題、とかいろいろこうあります。そういうようなことがこの上水入ってくるようなことがあれば、やはり十分な水対策が必要でないかというふうに思っておりますし、やはり我々は人口が減りながらですね、地元の食品産業がまだまだ発展して欲しい、そのためにはやはり十分な水は確保しておくのが行政の立場であり、また使命ではないかと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、ダム堰堤についての人工岩盤とか云々でございますが、これはですね前に特別委員会でもお話が出ておりました。岩盤が無いとどうか、あるかないかという私も直接現場のほうのボーリングの状態は聞いておりませんが、そのときの答弁ではあるというふうに聞いております。で、この内海ダムはですね、基本的に構造が従来は土石の混成堤という積み重ねてそれでコンクリートを巻いとる。これをですね、今の流行の重量式のコンクリートで重みを持たせて両サイド、だからこういうことが崩れるとか下流域の住民に不安を与えとか、私は逆にそのことを取り除くためのダムであるというふうに理解しておりますので、これはいろいろ思いの違いがあるかと思いますが、そういうことをひとつご理解願いたいと思います。

請負率の低さですが、先ほど65億から50億と80. なんぼと。私も新聞で見ましたが、非常にこれは従来の入札の状況と違ってゼネコンというかトップがあり、県の業者があり、地元の業者と。その中でいろんな総合評価のなかでいろいろその業者が出した金額であって、私は正当に出されておるものと理解しておりますし、それが高いより安いに越したことがない。そういうことで手抜きがあるんじゃないかという、これはあってはならないことであって、是非そういうことは無いものと信じておる一人でございます。あと、細かいところについては、数字的なものは水道課長のほうでご答弁を願いたいと思います。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 今の質問の中に、入札をして消費税を入れて52億8580万5千円の落札額であったと。その中でまともな工事ができるのかというふうなご質問でございますけれども、請負率にいたしまして約81%の請負率でございます。県のほうについては、低入札をしますと低入札委員会にかかるわけですが、このダムについては低入札価格にはかかっておりません。それで、十分審議をして81%の落札額ということでございますので、先ほど秋長議員が申しましたけれども、そんな粗悪な工事はないというふうに私どもも考えております。それともうひとつ、人工アバットメントという、人工岩盤の話がございましたけれども、この人工アバットメントという工法については、全国のダムで数箇所最近とみにこういう工法が使われたただけでございますけれども、一応工法としてはですね、今まで岩盤まで掘り下げてそれですとこう法勾配をして、すごく大きなカットの部分が出るということ、なるだけコストを縮減という事で、岩盤まで掘り下げてその上をコンクリートを打って、人工的な強固な人工の岩盤を作るという工法でございますし、先ほども申しましたように、インターネットを見ていただきますと、人工岩盤の採用事例が多々ございます。だから、安全性にも私は問題がないというふうなことを感じておりま

すし、先ほど秋長議員からも申しましたけれども、ダムの特別委員会の中で開発課長のほうから人工アバットメントの説明がございました。そのときにも、安全だというふうなことをいっておられましたんで、全国的にも数例実績があるということですから、そんな不安はまず無かろうかと思えます。以上で結構でしょうか。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） ダムの建設費は総体で185億円です。さっきも言いました。そのダムの工事費が126億2200万円です。入札が50億、半分以下です。このような金額の中で本当に安心できるのか、まともな工事ができるのか、いう点では非常に疑問に思います。そして、9月10日の特別委員会の席でも吉田ダムの事例を私あげました。懐というのは吉田ダムのようなそういう岩盤があって、堰堤を包んでいるというふうなことを申しあげました。そのような状況にない内海ダムについても指摘しましたが、その当時宮本課長はそれに対する反論はありませんでした。こういう不安材料が多々あるなかで住民は本当に安心できると、いうふうな確約を私はとれないと思えます。まして今回、早期完成を求める意見書を提出するという議員4名、今日は何故か欠席が一人、理由は議長のほうから言われませんでした。そういう状況の中で提案されておりますが、非常に問題があるこのダムであるにもかかわらず、議会のサイドから意見書を出すということについては非常に住民も怒り沸騰していると思えます。やはり、十分に理解が得られたというふうにとっても思えません。さっきの暴れ川の問題についても、その認識がやはりずれていると思えます。こういう表現を用いていかにも大変な危険のある川であると言わんばかりの、こういう表現での意見書、いかななものかと私そういうふうに思います。以上です。

議長（中村勝利君） 1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 今の質問でございますが、金額について私が理解しているのは、今回の工事はですね、本体の中核の部門であと機械関係の施設とかいうのは第二段の工事が出てくるんじゃないかというふうに私個人は思っておりますし

（村上議員「入ってませんよ」と呼ぶ）

そういうことで、理解をしておりますということです。私は今回の入札の中は、で、次が出てくるんじゃないかと。それで、今までですね185億というなのが当初の計画の中ですが、もう付替道路とかいろいろな用地買収とかそういう費用は出ておるんですよ。その費用は後でちょっと水道課長からおっしゃっていただいたらいいんですが、おそらく40億も30億もでておるんじゃないですか。それも含めての185というふうに私は理解しておりますから。そのところをちょっと間違えないようにしていただきたいのと、それから後、旧の内海

の時代から町の全体挙げての悲願であったと、地元住民も一部反対おりますよ、本当の一部、でも97%の用地の買収も終わり、そして地元のその当時アンケートをとったなかでの署名が80%乗った。こういう事業は今までに私は無いと、そういうぐらい町民挙げての願いがこのダムにはこもっているというふうに理解しておりますので、そのところは内海の下流域に住んでいる方が一番よく分かっているというふうに理解しております。

それから暴れ川の表現については、いささかというふうなことでございますが、先ほども申したようなことでございまして、表現のとり方の考え方の思いでございまして、私は何らこれでいいんじゃないかというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 事業費の件でございますけど、用地費とか付替道路、それと今発注の本体工事という事で、個々の数値は今もっておりませんけれども、平成21年度までの予算ベースで行きますと、21年度まででは51億2000万くらいだと思います。先ほども全体工事が185億ということで、進捗率にいたしますと28%ということでございます。それで、今秋長議員が申されましたけれども今回発注の本体工事については、本体だけの工事費だと聞いております。それで、これから水門工事、止水工事、それとまた監理棟等がございますけれども、それに対してまた電機計装ということがございますけれども、その工事については随時発注を図っていくというふうなことで県に聞いておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思えます。以上です。

議長（中村勝利君） 6番、新名議員。

6番（新名教男君） 反対の方のご意見を伺っておると、住民の意向という言葉が大変しょっちゅう出てきます。それで直下の住民はどう考えておるかというのは、先ほど秋長議員が言われたとおり用地については、何%という数字が出ております。それから直下の住民の賛成反対の数字も80%を超える数字が出ております。反対の方の意見が言われているように少数の意見を大事にするということは民主主義の世の中におっても大変大切なことですが、先ほど反対の方が言われた直下の住民の意向はというのは、もう方向は決まってるわけなんです。パーセントから言われても。問題なのは、先ほどの寒霞溪の景観云々のことにもありましたが、直下の住民の意向を大事にしないと反対の方が言っておりますが、直下よりも今問題になっておるのが町外、県外、そういうところの意見がメディア、先ほど秋長議員が言われたとおりです。そういうメディアの取り上げ方は、そういう取り上げ方もあります。しかしそれを正確に、あそこでマルつけたりしよりもすけどね、人気

投票みたいなもんです。そういうものだけでね、先ほど反対のもういちど繰り返しますが、反対の方が言われとる直下の住民の意向をやっぱり大事にせないかん。住んどらん人が周りから来て景観言うけれど、景観も大事ですよ国立公園ですからね、しかし先ほど反対の方がもう一度繰り返しますが、直下の住民の意向というものは十分、今直下のどう思っているかというのは決定しとるわけですから、少数意見も大事にせんといかんと思いますが、できるだけ直接関わっている直下の住民の意向を尊重していただきたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は発議第5号新内海ダムの早期完成を求める意見書案について反対の立場で討論を行います。内海ダム再開発事業は、先ほども述べましたように治水の面では51年に発生した洪水被害をあげて内海ダムのある別当川の危険性を主張していますが、別当川本流での人災、住居の倒壊等は無く、原因は支流の西城川や隣接する片城川などの氾濫や土石流にあります。利水の面でも平成9年3月の吉田ダム完成後、取水制限や給水制限がなされたこともなく、水不足となる事態は発生しておりません。水事情も減少すると予測されており、人口が減少している小豆島町で町民に大きな負担をかけてのダム建設による水道用水の確保は必要ないと思います。また、小豆島町は9月11日、優れた景観をいかしたまちづくりをすすめる景観行政団体になりましたが、内海ダム再開発はこれに逆行するものです。10月1日には広島地方裁判所で鞆の浦開発中止を求める住民側の声が聞き入れられた判決が出されました。内海ダム再開発事業についても、土地収用法に基づく事業認定取消を求める訴訟の真っ最中です。前原国土交通大臣は、この内海ダム再開発を含め全国143のダム事業の見直しを表明をいたしました。このような中、治水、利水、いずれの面においても合理的な理由、根拠が無く、瀬戸内海国立公園の名勝寒霞溪の景観を含む豊かな自然環境や、景観を破壊し、人間関係まで壊す内海ダム再開発をこのまま進めていくことは許されません。

最後に、10月8日に県議会でダム整備事業の継続を求める意見書が出されましたが、この意見書には別当川水系では昭和49年と昭和51年に台風の影響により発生した洪水や土石流災害で68名ものとうとい命と貴重な財産が失われており、と書かれております。また、小

豆島では毎年のように悩まされている水不足の解消のため安定水源の確保が重要課題となっているという記述、あきらかに事実でない記述がありました。これは大きな問題だと思います。今回のこの意見書でも、別当川は暴れ川などと首をかしげるような記述をしていることは問題だということを付け加えて反対討論といたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は発議第5号新内海ダム（内海ダム再開発事業）の早期完成を求める意見書について賛成の立場から討論を行いたいと思います。本町にとり治水や利水の問題は行政の最重要課題であります。そのため、現在内海ダム再開発事業に香川県とともに取り組んでいるところでございます。

内海ダム再開発事業については、本年2月国が土地収用法に基づく事業認定を行いました。これは、事業の合理性、公益性を国が改めて認めたものであり、事業を進めている県や町とともにその必要性を訴えてきた私たちの主張が認められたものと確信をしております。

本事業は地元住民の8割以上の推進署名や、産業界、労働組合などからも推進署名がなされました。これによりまして、国はもとより県や県議会に対しても建設促進に向けた再三に渡る強い要望が行われてまいったところでございます。

また、小豆島町は昔から災害と渇水の繰り返しの歴史でありました。まだ記憶に新しい昭和49年、51年災害では集中豪雨によりとうとい命と財産が奪い去られております。これらの大災害から30年以上が経過し、災害の傷跡を見ることはなくなりましたが、けして忘れることの出来ない出来事であると同時に大きな教訓として住民自治にいかされているのであります。また、水不足の解消のためにも、安定した水源の確保が重要な課題となっているところでございます。

ところが、新聞報道によりますと、政府は内海ダム再開発事業を含めた全国143のダム事業について、現在計画中、建設中のダムについてこれをいったん凍結して、一定期間を設けて地域住民とともにその必要性を再検討する、と見直しを表明したところであり、地元では反発や不安が広がっております。先月にはダム本体工事の仮契約が行われ、平成25年度までの完成に向け準備が進められているところであり、もし中止や凍結がされることとなれば、治水、利水、両面からの問題解決ができず、町民の安心安全の確保に不安を残すこととなります。内海ダム再開発事業は治水、利水上きわめて重要であり、町民の安全確保や不安解消のためにもなんとしても事業の早期完成が必要であると考えます。議員各位のご賛同をいただけるものと確信をしております。以上私は発議第5号新内海ダム

(内海ダム再開発事業)の早期完成を求める意見書に賛成の立場を表明して討論を終わります。

議長(中村勝利君) ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(中村勝利君) 起立多数です。よって、発議第5号は、原案どおり可決されました。

以上で、今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成21年第2回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員